

第144期

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月28日(火曜日)
午前10時

場 所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

目 次

■ 第144期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	30
監査報告書	38
■ 株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	42
第2号議案 取締役7名選任の件	43
第3号議案 監査役1名選任の件	50
第4号議案 取締役賞与支給の件	50

証券コード 8806
平成28年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号

ダイビル株式会社
代表取締役
社長執行役員 玉井克実

第144期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第144期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。後記の【議決権行使についてのご案内】に従って、平成28年6月27日（月曜日）午後5時まで議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第144期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第144期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役賞与支給の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.daibiru.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使ウェブサイト】 <http://www.web54.net>

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご登録下さい。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(4) インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

(6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.01 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）


【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、新興国経済が減速する中、年度後半には円高と株価下落が進み、一部にやや弱い動きも見られましたが、各種政策を背景とした企業収益や雇用情勢の改善等により、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

オフィスビル業界におきましては、東京・大阪各ビジネス地区の空室率は全体として引き続き改善傾向で推移し、東京では小幅ながら賃料水準の上昇傾向が継続するなど、回復の動きが続いております。

こうした状況の下で、当社グループは積極的な営業活動を展開する一方、競合ビルとの差別化を目指し、ビル管理品質向上活動を推進するなど「ダイビルならでは」のテナントサービスに努めました結果、全体として高水準の入居状況を確保することができました。

中期経営計画「**“Design 100”** プロジェクト Phase-I」では重点投資分野として、「新ダイビル」建替えプロジェクトの完遂、ベトナムにおける高品質オフィスビルの開発、東京都心3区を中心とした優良なアセットへの投資およびリニューアル投資による既存ビルの競争力強化を掲げております。「新ダイビル」は初年度から高稼働し、商業ゾーンでは大阪を代表する名店の集積が注目を集めております。「コーナーストーン・ビルディング」はベトナムの首都ハノイ市中心部に位置しており、前期に取得後、テナント誘致が順調に進みました。「日比谷ダイビル」のリニューアル工事は、計画通り順調に進捗しております。

また、当社はグループ一体となって「ダイビル」ブランドの高品質オフィスを運営しております。そのノウハウを外部のビルオーナー様に提供することを目的として、昨年7月にグループ会社の商船三井興産株式会社に「ビル運営（PM）※事業推進室」を新設いたしました。

※PM…プロパティ・マネジメント。不動産の所有者等から委託を受けて、日常的に不動産の運営管理実務（建物管理、テナント誘致、契約管理）を行う業務。

事業別の業績は次のとおりであります。

①土地建物賃貸事業

「新ダイビル」および「コーナーストーン・ビルディング」の通期寄与等により、営業収益は28,551百万円と1,437百万円（前期比5.3%）の増収となりました。費用面では、「新ダイビル」の減価償却費および管理費の発生等により、営業費用が増加いたしました。

②ビル管理事業

営業収益は8,197百万円と34百万円（前期比0.4%）の減収となりました。

③その他

テナント入居に伴う工事管理料および工事請負高が増加したこと等により、営業収益は595百万円と168百万円（前期比39.6%）の増収となりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益は37,344百万円と1,571百万円（前期比4.4%）の増収、営業利益は9,114百万円と333百万円（前期比3.5%）の減益となりました。

営業外損益では、受取配当金の増加およびその他の営業外費用の減少がありましたが、為替差損が増加し、経常利益は7,985百万円と264百万円（前期比3.2%）の減益となりました。

特別損益につきましては、前期に特別利益として投資有価証券売却益および違約金収入計1,563百万円を計上したのに対して、当期は投資有価証券売却益125百万円を計上いたしました。また、特別損失として、前期は建替関連損失および固定資産除却損等計1,640百万円を計上したのに対して、当期は固定資産除却損等計46百万円を計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は5,276百万円と110百万円（前期比2.1%）の増益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに回復していくことが期待される一方、新興国を中心とした海外景気の下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況も予想されます。

オフィスビル業界におきましては、マーケットの需給改善が緩やかに進むものの、マーケット全体への波及には時間を要すると予想されます。

当社グループといたしましては、今後とも長期的に均衡の取れた拡大発展を目指し、引き続き東京、大阪の都心部を中心にオフィスビルの開発、所有および運営管理を根幹とするビジネスモデルの維持・強化を推進してまいります。

当面の重要課題として、東京都心3区を中心とした優良アセットへの新規投資をより推進いたします。本年4月には不動産開発室を新設し、専任の人材を配置いたしました。ベトナムにおきましては、当社ビジネスモデルに沿った高品質オフィスビルの開発を鋭意進めてまいります。ビル総合管理事業につきましても強化・充実を推し進め、グループ総合力の一層の拡大を図ります。

なにとぞ株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当期は、リニューアル工事等合計3,293百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および長期借入金返済資金に充当するため、長期借入金により165億円を資金調達いたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
営 業 収 益		百万円 34,205	百万円 35,566	百万円 35,773	百万円 37,344
経 常 利 益		百万円 8,507	百万円 8,725	百万円 8,250	百万円 7,985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		百万円 4,880	百万円 5,563	百万円 5,165	百万円 5,276
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		41円84銭	47円70銭	44円29銭	45円24銭
総 資 産		百万円 312,613	百万円 321,254	百万円 362,702	百万円 351,810
純 資 産		百万円 126,391	百万円 133,141	百万円 142,144	百万円 144,286

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。
 3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第141期 (平成25年3月期)	第142期 (平成26年3月期)	第143期 (平成27年3月期)	第144期 (平成28年3月期)
営 業 収 益		百万円 24,945	百万円 25,894	百万円 26,023	百万円 26,580
経 常 利 益		百万円 8,171	百万円 8,729	百万円 7,979	百万円 7,666
当 期 純 利 益		百万円 4,902	百万円 5,596	百万円 5,247	百万円 5,363
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		42円3銭	47円98銭	44円99銭	45円99銭
総 資 産		百万円 306,812	百万円 314,219	百万円 350,023	百万円 343,055
純 資 産		百万円 123,947	百万円 129,616	百万円 137,068	百万円 139,334

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株（持株比率51.04%（自己株式数を控除して算出））を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
商 船 三 井 興 産 株 式 会 社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	—% (100.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス ・ 西 日 本 株 式 会 社	14百万円	—% (100.0%)
株 式 会 社 丹 新 ビ ル サ ー ビ ス	20百万円	—% (100.0%)
S a i g o n T o w e r C o . , L t d .	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
V I B A N K - N G T C o . , L t d .	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。
 2. 国内の子会社5社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。
 3. 「Saigon Tower Co., Ltd.」は「サイゴン・タワー」（ベトナム ホーチミン市）を、「VIBANK-NGT Co., Ltd.」は「コーナーストーン・ビルディング」（ベトナム ハノイ市）を、それぞれ所有・賃貸しております。

7. 主要な事業内容

主要な事業	内 容	平成28年3月期	
		営業収益	構 成 比
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	百万円 28,551	% 76.5
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	8,197	21.9
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	595	1.6
合 計		37,344	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な営業所

会 社 名	名 称	所 在 地
ダイビル株式会社	本社	大阪市北区
	大阪営業開発部	大阪市北区
	東京営業開発部	東京都千代田区
	ベトナム駐在員事務所 ホーチミンオフィス	ベトナム ホーチミン市
	ハノイオフィス	ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市北区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
VIBANK-NGT Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
2,286名	+54名

(注) 従業員数は就業人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
59名	-1名	38歳6カ月	12年4カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者16名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	当期末借入残高
シンジケートローン	50,000百万円
株式会社日本政策投資銀行	11,400
日本生命保険相互会社	6,267
明治安田生命保険相互会社	2,000

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,628,313株(自己株式222,736株を除く。)
3. 株 主 数 4,578名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 商 船 三 井	59,527千株	51.04%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,802	4.97
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	3,663	3.14
関 西 電 力 株 式 会 社	2,953	2.53
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,821	2.41
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,485	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,402	1.20
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,275	1.09
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,215	1.04
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 6 6	1,195	1.02

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。
3. アバディーン投信投資顧問株式会社およびアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited) から、平成28年2月29日現在で合計4,913千株保有している旨の大量保有報告書の変更報告書が平成28年3月7日付で提出されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 社長執行役員	営業開発本部長 経営・管理本部長、経営戦略室長、内部監査室担当 建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
玉井 克実	取締役 専務執行役員	
成田 純一	取締役 常務執行役員	
矢田 豪男	取締役 常務執行役員	
高松 明	取締役	
八田 宏和	取締役	
西口 美廣	常勤監査役	
戸塚 正次	常勤監査役	
橋爪 紳也	監査役	
田中 宏	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち高松 明ならびに八田宏和の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち橋爪紳也ならびに田中 宏の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 高松 明、監査役 橋爪紳也ならびに田中 宏の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 平成27年6月25日開催の第143期定時株主総会において、田中 宏氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
6. 常勤監査役 西口美廣ならびに戸塚正次の両氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 平成27年6月25日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって、監査役 津田昌明氏は辞任により退任いたしました。
8. 平成28年4月1日付の人事異動後の取締役（社外取締役を除く）および執行役員は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 会長	営業開発本部長 経営・管理本部長、内部監査室担当、IR担当 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
玉井 克実	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	取締役 専務執行役員	
矢田 豪男	取締役 常務執行役員	

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
田中 健輔	執行役員	営業開発本部副本部長
林 洋一	執行役員	経営・管理本部副本部長、広報室長、システム室長
下川 浩志	執行役員	経営・管理本部副本部長、人事・総務部長
井林 與市	執行役員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名（うち社外1名）	211百万円（うち社外8百万円）
監査役	4名（うち社外2名）	61百万円（うち社外14百万円）
合計	9名（うち社外3名）	273百万円（うち社外22百万円）

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、第144期定時株主総会において決議予定の取締役賞与金および当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。なお、平成27年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は、取締役および監査役を退任する時とすることを決議いたしました。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	高松 明	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役
取締役	八田 宏和	株式会社商船三井 常務執行役員
監査役	橋爪 紳也	公立大学法人大阪府立大学21世紀科学研究機構 特別教授 兼 観光産業戦略研究所 所長 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役
監査役	田中 宏	きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 株式会社商船三井は当社の株式59,527千株（持株比率51.04%（自己株式数を控除して算出））を所有する親会社であります。当社と株式会社商船三井の間には、当社所有ビル賃貸等の取引があります。
2. 当社と株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ、公立大学法人大阪府立大学、株式会社橋爪総合研究所、きっかわ法律事務所および小泉産業株式会社の間には、それぞれ特別な関係はありません。

(2) 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
合計 8 百万円

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	高松 明	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、経済と金融に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
取締役	八田 宏和	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	橋爪 紳也	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、議案の細目を確認するための質問を行うほか、留意すべき事項などについて適宜発言を行っております。
監査役	田中 宏	就任後開催の取締役会10回のうち8回に出席し、また、就任後開催の監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 高松 明、監査役 橋爪紳也ならびに田中宏の3氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Saigon Tower Co., Ltd.およびVIBANK-NGT Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位あ

る行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。

- (2) コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
- (4) 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (5) 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (6) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (7) 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、主たる損失の危険について、以下の管理体制を整え、「経営会議」はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する。

(1) 不動産市況のリスク

当社の主たる事業であるオフィスビル賃貸事業では、不動産市況の悪化等による稼働率の低下や賃料水準の下落等の影響を受けるため、投融資に係る重要案件は、起案部室および審査部室において十分検討し、リスクの把握・分析および評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

- (2) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスク
安全・危機対策の基本方針の策定・実施、ならびに危機の再発防止措置に関する審議等を行う「安全・危機対策委員会」を設置し、防災、保安、設備の維持補修等不動産の安全を確保するための適切な管理体制を構築する。
- (3) 金利および為替変動のリスク
金利および為替レートの変動などの市場リスクについては、関係部室間で協議し、当該変動リスクの把握、分析を行った上で財務担当部室が意思決定機関に付議する。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略につき議論する。
- (2) 執行役員兼務取締役で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」を掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビルグループ会議」を開催する。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部室長は「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。

- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的開催し、グループとしてコンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。
- (5) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
- (3) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (4) 監査役の職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

8. 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認めた費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組み

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告、相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備し、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努め、その運用・通報状況について適切に取締役会に報告いたしました。
- (2) 「内部監査室」は、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を「経営会議」に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については改善を確認して、「経営会議」に報告いたしました。
- (3) 外部の講師を招き、役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図りました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組み

- (1) 不動産市況に関するリスクを含む事案については、起案部室および審査担当部室において十分に検討し、リスクの把握・分析および評価を得たうえで意思決定機関に付議いたしました。
- (2) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスクを含む事案については、「安全・危機対策委員会」において審議し、防災、保安、設備の維持修繕等、不動産の安全を確保するための適切な管理体制の構築を図りました。
- (3) 金利および為替変動のリスクを含む事案については、関係部間で協議し、当該変動リスクの把握、分析を行ったうえで財務担当部室が意思決定機関に付議いたしました。

3. 取締役の職務執行および執行役員の業務執行の適正性ならびに効率性の確保に関する取り組み

- (1) 取締役会を12回開催し、法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を4回開催し、当社の中長期的な戦略について議論いたしました。
- (3) 常勤取締役および執行役員による「経営会議」を32回開催し、取締役会付議事項をあらかじめ審議するとともに、その他の業務執行に関する事項を決裁し、執行役員が「執行役員規程」および「組織規程」に基づき執行するなど、効率性の確保を図りました。

4. 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- (1) 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の重要な事項について報告を受けるとともに、必要に応じて管理担当部室が監督・指導を行いました。
- (2) 当社取締役が子会社取締役を兼務して、子会社の重要な会議に出席いたしました。
- (3) 「ダイビルグループ会議」を2回開催し、グループ経営およびグループのリスク管理を議論いたしました。
- (4) 「グループコンプライアンス連絡会」を2回開催し、コンプライアンス事案を共有するとともに、コンプライアンスの徹底を図りました。

5. 監査役への報告および監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- (1) 監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項の決議、報告、協議を行いました。
- (2) 監査役は取締役会、「経営会議」等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに、会計監査人、取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けました。
- (3) 監査役は子会社監査役を兼務し、子会社の重要な会議に出席いたしました。また子会社の取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けるとともに子会社の管理物件を往査するなどの方法により、子会社の業務の執行状況の把握に努めました。
- (4) 監査役に報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう体制を整備いたしました。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	8,082	流 動 負 債	31,041
現金及び預金	6,230	1年内返済予定の長期借入金	7,770
営業未収金	960	1年内償還予定の社債	15,000
たな卸資産	57	未払法人税等	898
繰延税金資産	195	未払消費税等	1,361
その他	645	役員賞与引当金	41
貸倒引当金	△7	その他	5,969
固 定 資 産	343,728	固 定 負 債	176,483
有 形 固 定 資 産	306,011	社 債	70,000
建物及び構築物	117,146	長期借入金	64,672
土地	157,071	受入敷金保証金	25,273
信託土地	31,231	繰延税金負債	7,134
建設仮勘定	56	再評価に係る繰延税金負債	8,024
その他	505	役員退職慰労引当金	53
無 形 固 定 資 産	16,577	退職給付に係る負債	772
のれん	2,335	その他	552
その他	14,241	負 債 合 計	207,524
投資その他の資産	21,139	純 資 産 の 部	
投資有価証券	18,870	株 主 資 本	118,287
長期貸付金	63	資 本 金	12,227
退職給付に係る資産	489	資 本 剰 余 金	13,852
繰延税金資産	104	利 益 剰 余 金	92,353
その他	1,643	自 己 株 式	△ 146
貸倒引当金	△ 31	その他の包括利益累計額	24,479
資 産 合 計	351,810	その他有価証券評価差額金	9,119
		繰延ヘッジ損益	△ 26
		土地再評価差額金	12,193
		為替換算調整勘定	3,193
		非 支 配 株 主 持 分	1,518
		純 資 産 合 計	144,286
		負 債 純 資 産 合 計	351,810

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益		37,344
営業原価		24,940
営業総利益		12,404
販売費及び一般管理費		3,290
営業利益		9,114
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	495	
その他の	37	587
営業外費用		
支払利息	1,497	
為替差損	194	
その他の	24	1,715
経常利益		7,985
特別利益		
投資有価証券売却益	125	125
特別損失		
固定資産除却損	16	
その他の	30	46
税金等調整前当期純利益		8,064
法人税、住民税及び事業税	2,233	
法人税等調整額	437	2,671
当期純利益		5,393
非支配株主に帰属する当期純利益		116
親会社株主に帰属する当期純利益		5,276

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,852	百万円 88,709	百万円 △ 144	百万円 114,645
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,632		△ 1,632
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,276		5,276
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,643	△ 1	3,642
平成28年3月31日残高	12,227	13,852	92,353	△ 146	118,287

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調 整 勘 定	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年4月1日残高	百万円 10,937	百万円 46	百万円 11,765	百万円 3,347	百万円 26,096	百万円 1,402	百万円 142,144
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,632
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,276
自己株式の取得							△ 1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 1,818	△ 72	427	△ 153	△ 1,616	116	△ 1,500
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,818	△ 72	427	△ 153	△ 1,616	116	2,142
平成28年3月31日残高	9,119	△ 26	12,193	3,193	24,479	1,518	144,286

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

商船三井興産(株)、ダイビル・ファシリティ・マネジメント(株)、興産管理サービス(株)、興産管理サービス・西日本(株)、(株)丹新ビルサービス、Jentower Limited、Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、VIBANK-NGT Co., Ltd.

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 1社

関連会社 (株)アーバンサービス

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、(株)丹新ビルサービスの決算日は2月29日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産 個別法

仕掛工事 個別法

商品 先入先出法

原材料及び貯蔵品 先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末現在の見積額を計上しております。
(追加情報)

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成27年6月25日開催の第143期定時株主総会で取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について決議し、承認されました。

これに伴い、当社は「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打切り支給に伴う未払額236百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年～20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が238百万円、再評価に係る繰延税金負債が427百万円、繰延ヘッジ損益が2百万円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が27百万円（貸方）、その他有価証券評価差額金が212百万円、土地再評価差額金が427百万円それぞれ増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 107,620百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 116,851,049株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	816	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月28日取締役会	普通株式	816	7.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	816	7.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	6,230	6,230	—
(2) 営業未収入金	960		
貸倒引当金	△6		
	953	953	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	18,556	18,556	—
(4) コマーシャル・ペーパー	—	—	—
(5) 社債 (*2)	(85,000)	(87,966)	2,966
(6) 長期借入金 (*3)	(72,442)	(73,381)	939
(7) デリバティブ取引 (*4)	(128)	(128)	—

- (※ 1) 負債に計上されるものについては、() で表示しております。
- (※ 2) 1年内償還予定の社債を含めております。
- (※ 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) コマーシャル・ペーパー
コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (7) デリバティブ取引
時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理され、金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(注 2) 関連会社株式 (連結貸借対照表計上額 6 百万円)、非上場株式 (同 308 百万円)、並びに受入敷金保証金 (同 25,273 百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 現金及び預金」から「(7) デリバティブ取引」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内 (東京都、大阪府他) 及び海外 (ベトナム) において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
317,680	464,417

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 期末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- (2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,224円12銭
2. 1株当たり当期純利益	45円24銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	5,297	流 動 負 債	29,464
現金及び預金	4,358	1年内返済予定の長期借入金	7,770
営業未収金	170	1年内償還予定の社債	15,000
たな卸資産	2	未払金	2,368
前払費用	35	未払費用	558
繰延税金資産	110	未払法人税等	743
短期貸付金	620	未払消費税	1,271
その他	3	前受り金	1,669
貸倒引当金	△4	預り金	40
固 定 資 産	337,757	役員賞与引当金	41
有 形 固 定 資 産	302,166	固 定 負 債	174,256
建物	112,250	社債	70,000
構築物	1,133	長期借入金	65,902
機械及び装置	223	受入敷金保証金	24,707
車両運搬具	8	繰延税金負債	4,741
工具、器具及び備品	205	再評価に係る繰延税金負債	8,024
土地	157,068	退職給付引当金	508
信託土地	31,231	その他	371
建設仮勘定	45	負 債 合 計	203,721
無 形 固 定 資 産	47	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	35,543	株 主 資 本	118,049
投資有価証券	18,860	資 本 金	12,227
関係会社株式	12,391	資 本 剰 余 金	13,852
長期貸付金	2,493	資 本 準 備 金	13,850
長期前払費用	957	その他資本剰余金	2
前払年金費用	489	利 益 剰 余 金	92,114
敷金及び保証金	273	利 益 準 備 金	1,876
その他	91	その他利益剰余金	90,238
貸倒引当金	△13	特別償却準備金	1,210
資 産 合 計	343,055	庄 縮 積 立 金	935
		別 途 積 立 金	81,187
		繰越利益剰余金	6,904
		自 己 株 式	△ 146
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	21,285
		その他有価証券評価差額金	9,118
		繰延ヘッジ損益	△ 26
		土地再評価差額金	12,193
		純 資 産 合 計	139,334
		負 債 純 資 産 合 計	343,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		26,580
営 業 原 価		16,935
営 業 総 利 益		9,644
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,507
営 業 利 益		8,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	936	
そ の 他	28	992
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	322	
社 債 利 息	1,126	
そ の 他	15	1,464
経 常 利 益		7,666
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	125	125
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
そ の 他	21	32
税 引 前 当 期 純 利 益		7,759
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,960	
法 人 税 等 調 整 額	435	2,395
当 期 純 利 益		5,363

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
	資 本 金	資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,850	百万円 2	百万円 13,852
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成28年3月31日残高	12,227	13,850	2	13,852

	株 主 資 本							
	利 益		剰 余 金			利 益 剰余金 合 計	自 己 株 式	株主 資本 合計
	利 益 準備金	特別償却 準備金	その他利益剰余金					
	特別償却 準備金	圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	自 己 株 式	株主 資本 合計	
平成27年4月1日残高	百万円 1,876	百万円 606	百万円 913	百万円 78,187	百万円 6,799	百万円 88,383	百万円 △144	百万円 114,319
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,632	△1,632		△1,632
当期純利益					5,363	5,363		5,363
自己株式の取得							△1	△1
特別償却準備金の積立		706			△706	—		—
特別償却準備金の取崩		△102			102	—		—
圧縮積立金の積立			21		△21	—		—
別途積立金の積立				3,000	△3,000	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	604	21	3,000	104	3,730	△1	3,729
平成28年3月31日残高	1,876	1,210	935	81,187	6,904	92,114	△146	118,049

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	百万円 10,936	百万円 46	百万円 11,765	百万円 22,748	百万円 137,068
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,632
当期純利益					5,363
自己株式の取得					△ 1
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
別途積立金の積立					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 1,818	△ 72	427	△ 1,463	△ 1,463
事業年度中の変動額合計	△ 1,818	△ 72	427	△ 1,463	2,266
平成28年3月31日残高	9,118	△ 26	12,193	21,285	139,334

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、平成27年6月25日開催の第143期定時株主総会で取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について決議し、承認されました。

これに伴い、当社は「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打切り支給に伴う未払額236百万円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 105,879百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	633百万円	長期金銭債権	2,430百万円
短期金銭債務	229百万円	長期金銭債務	2,972百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,470百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高2,278百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は473百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 222,736株

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	313百万円
退職給付引当金	156百万円
投資有価証券等評価損	114百万円
未払事業税	58百万円
その他の他	182百万円
繰延税金資産小計	824百万円
評価性引当額	△ 364百万円
繰延税金資産合計	460百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,995百万円
特別償却準備金	533百万円
固定資産圧縮積立金	412百万円
前払年金費用	149百万円
繰延税金負債合計	5,090百万円
繰延税金負債の純額	4,630百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債8,024百万円を固定負債に計上しております。

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が244百万円、再評価に係る繰延税金

負債が427百万円、繰延ヘッジ損益が2百万円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が33百万円（貸方）、その他有価証券評価差額金が212百万円、土地再評価差額金が427百万円それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,194円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円99銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 洪 性 禎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 桂 木 茂 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 洪 性 禎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桂 木 茂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

ダイビル株式会社 監査役会

常勤監査役 西 口 美 廣 ㊟

常勤監査役 戸 塚 正 次 ㊟

社外監査役 橋 爪 紳 也 ㊟

社外監査役 田 中 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の充実を図りながら、業績の推移を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、配当性向（連結）の中長期的水準値としては、30%以上を目処としております。

当期におきましては、「新ダイビル」が初年度から高稼働し、「コーナーストーン・ビルディング」のテナント誘致が順調に進むなど、国内外で事業は順調に拡大し、連結で期初の予想を上回る親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。また、次期（平成29年3月期）においては、営業収益は四期連続で過去最高を更新し、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新する見込みであります。

当期の期末配当ならびにその他の剰余金の処分につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき7円（前期と同額。）

総額 816,398,191円

（注） 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき14円（前期に比べ1円増配。）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

2. 剰余金についてのその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	やまもと たけひこ 山本竹彦 (昭和27年9月29日生)	昭和50年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社 平成14年 6月 株式会社商船三井 関連事業部長 平成15年 6月 同社 グループ事業部長 平成17年 6月 同社 執行役員 グループ事業部、関西地区担当 当社 社外取締役 平成19年 6月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当 平成21年 6月 同社 取締役 専務執行役員 グループ事業部、関西地区担当 平成22年 6月 同社 取締役 専務執行役員 退任 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 平成23年 6月 代表取締役 社長執行役員 平成28年 4月 代表取締役 会長 現在に至る	40,100株
	【選任理由】 当社代表取締役社長執行役員としての豊富な経験および安定した実績、加えて、コーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有すること等により、取締役に選任するものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たま い かつ み 玉 井 克 実 (昭和27年11月7日生)</p>	<p>昭和50年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>平成14年 6月 株式会社三井住友銀行 執行役員 支店業務部長 委嘱</p> <p>平成15年 6月 同行 執行役員 退任 当社 取締役 東京営業部長 委嘱</p> <p>平成19年 6月 取締役 退任 常務執行役員 営業開発本部副本部長、東京営業開発部長 委嘱</p> <p>平成21年 6月 取締役 常務執行役員 営業開発本部副本部長、東京営業開発部長 委嘱</p> <p>平成25年 6月 取締役 専務執行役員 営業開発本部長</p> <p>平成28年 4月 代表取締役 社長執行役員 営業開発本部長 現在に至る</p>	27,600株
<p>【選任理由】 当社において長年にわたり営業開発部門を指揮し、不動産事業全般に関して豊富な経験と高い見識を有することにより、取締役を選任するものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
3	なり た じゅん いち 成 田 純 一 (昭和33年4月27日生)	昭和56年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会 社商船三井）入社 平成18年 6月 MOL（Europe）B.V. Executive Director 平成20年 6月 株式会社商船三井 ロジスティクス事業 部長 平成21年 6月 同社 常勤監査役 平成23年 6月 当社 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役 平成25年 6月 株式会社商船三井 常勤監査役 退任 当社 社外監査役 退任 株式会社宇徳 社外監査役 退任 当社 取締役 常務執行役員 経営・管理 本部長、経営戦略室長 委嘱 平成26年 6月 内部監査室担当 現在に至る 平成28年 4月 取締役 専務執行役員 経営・管理本部 長、IR担当 現在に至る	11,400株
【選任理由】 経営管理、グループ経営、海外事業等に精通し、その豊富な経験および高い見識を 有することにより、取締役を選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">や だ たけ お 矢 田 豪 男 (昭和32年1月7日生)</p> <p>【選任理由】 当社において長年にわたり、技術部門、営業開発部門、ビル管理等に携わり、不動産事業全般に関して豊富な経験および高い見識を有することにより、取締役を選任するものであります。</p>	<p>昭和57年 4月 当社 入社 平成18年 4月 東京開発部長 平成19年 6月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長 委嘱 平成20年 7月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱 平成24年 6月 取締役 執行役員 建設企画本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱 平成25年 6月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 委嘱 平成26年 6月 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成28年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長</p>	23,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">たか まつ あきら 高 松 明 (昭和23年12月21日生)</p>	<p>昭和48年 4月 日本銀行 入行 平成 8年 5月 同行 福島支店長 平成11年 9月 同行 検査役 平成16年 6月 株式会社名古屋証券取引所 常勤監査役 平成17年 6月 同取引所 常務執行役員 平成20年 6月 同取引所 常務取締役執行役員 平成24年 6月 同取引所 顧問 平成25年 6月 同取引所 顧問 退任 当社 社外取締役 現在に至る 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役 平成26年 6月 同社 社外取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役</p>	0株
<p>【選任理由】 中央銀行および証券取引所における業務を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
※6	<p>はし づめ しん や 橋 爪 紳 也 (昭和35年12月6日生)</p>	<p>平成7年 4月 京都精華大学人文学部 助教授 (大学院兼務)</p> <p>平成10年 4月 同大学創造研究所 所長兼務</p> <p>平成11年 4月 大阪市立大学文学部 助教授</p> <p>平成13年 4月 同大学大学院文学研究科 助教授</p> <p>平成18年 4月 同大学大学院文学研究科 教授 兼 都市研究プラザ 教授</p> <p>平成20年 4月 公立大学法人大阪府立大学産学官連携機構 特別教授 (平成21年4月より、同大学21世紀科学研究機構 特別教授) 兼 観光産業戦略研究所 所長 現在に至る 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役 現在に至る</p> <p>平成23年 6月 当社 社外監査役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 公立大学法人大阪府立大学21世紀科学研究機構 特別教授 兼 観光産業戦略研究所 所長 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役</p>	0株
<p>【選任理由】 都市計画および都市文化論に関する豊富な学識および研究成果を有しており、これらを当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※7	その べ とし ゆき 園 部 俊 行 (昭和32年5月21日生)	昭和56年 4月 ジャパンライン株式会社(現 株式会社商船三井) 入社 平成21年 6月 株式会社商船三井 油送船部長 平成23年 6月 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. Managing Director (平成28年3月まで) 平成24年 6月 株式会社商船三井 執行役員 東南アジア 統括 平成27年 6月 同社 執行役員 アジア・中東・大洋州総代表 平成28年 4月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当/国内物流事業推進担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社商船三井 常務執行役員	0株
	【選任理由】 親会社である株式会社商船三井において業務を執行してきており、グループ経営や海外事業に精通し、国内外の会社経営に関する豊富な経験および幅広い知見を有すること等より、取締役選任に選任するものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 候補者 高松 明氏および橋爪紳也氏は社外取締役候補者であります。
4. 候補者 高松 明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において3年間です。
当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。
当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、同氏は本年6月17日付で、株式会社中広の社外取締役に就任する予定であります。
5. 候補者 橋爪紳也氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって社外監査役を辞任されます。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において5年間です。
当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しておりますが、同氏の社外監査役選任により同契約は失効いたします。
同氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を、改めて締結する予定であります。
当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 橋爪紳也氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
やすだ ゆたか 安田 豊 (昭和28年8月9日生)	昭和52年11月 公認会計士伊藤寛事務所 入所 昭和56年 6月 監査法人八木・浅野事務所 (現 新日本有限責任監査法人) 入所 昭和56年 8月 公認会計士登録 平成 3年 5月 太田昭和監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 社員 平成11年 5月 同監査法人 代表社員 (現 シニアパートナー) 現在に至る 平成19年 7月 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 名古屋事務所長 (平成27年6月まで)	0株
【選任理由】 公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者 安田 豊氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 3. 同氏は社外監査役候補者であります。
 4. 同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 なお、同氏は本年6月25日付で、新日本有限責任監査法人を退職し、本年6月27日付で、株式会社メニコン社外取締役 に就任する予定であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名 (社外取締役2名は含まない) に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額41,500,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

株主総会会場ご案内図

■会場

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

**ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間**

TEL 06-6347-1112

■会場までの交通

京阪中之島線「大江橋駅」
より 徒歩約3分

JR東西線「北新地駅」
より 徒歩約5分

地下鉄御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋駅」
より 徒歩約7分

地下鉄四つ橋線
「西梅田駅」・「肥後橋駅」
より 徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915